



# 栃木県道路公社 有料道路料金表 (令和2年12月11日現在)

## 日光宇都宮道路(日光道)

(お問い合わせ先:大沢料金所 TEL 0288-26-2580  
:日光料金所 TEL 0288-53-3573  
:篠井料金所 TEL 028-678-6106)

※回数券はございません。

大型車 特大車	普通車 (軽自動車含む)
------------	-----------------

通常期(5月~11月) [ ]書きは、ETC時間帯割引料金(17時~翌朝9時)※1							
690 [ 530]	620 [ 460]	470 [ 310]	470 [ 310]	310 [ 160]	150		宇都宮 (起点)
1,630 [1,260]	1,450 [1,080]	1,090 [ 720]	1,090 [ 720]	720 [ 360]	350		
690 [ 530]	620 [ 460]	470 [ 310]	470 [ 310]	310 [ 160]	150	徳次郎 (ハーフ)	
1,630 [1,260]	1,450 [1,080]	1,090 [ 720]	1,090 [ 720]	720 [ 360]	350		
						篠井 (ハーフ)	100
							100
530 [ 380]	460 [ 310]	310 [ 160]	310 [ 160]	大沢			210 [110]
1,260 [ 900]	1,080 [ 720]	720 [ 360]	720 [ 360]				210 [110]
220	150	0	土沢				320 [210]
540	360	0					320 [210]
220	150	今市	0				320 [210]
540	360						320 [210]
150	日光	100	100				420 [310]
360							420 [310]
清滝 (終点)	100	150	150	360 [260]			470 [360]

※1 ETC時間帯割引は、ETC車載器を利用しETCレーンを通線された車両に限ります。

## 鬼怒川有料道路(シルクウェイ)

(お問い合わせ先:鬼怒川料金所 TEL 0288-76-2215)

車種区分	通行料金	障がい者 割引	回数券		
			11回券	60回券	100回券
普通車	260	130	2,670	13,340	21,190
大型車(I)	420		4,280	21,360	33,600
大型車(II)	950		9,600	48,050	76,480
軽車両等	50		530	2,670	4,190

## 宇都宮鹿沼道路(さつきロード)

(お問い合わせ先:宇都宮鹿沼料金所 TEL 0289-76-3171)

車種区分	通行料金	障がい者 割引	回数券		
			11回券	60回券	100回券
普通車	160	80	1,600	8,020	13,040
中型車	210	110	2,140	10,670	17,110
大型車	260		2,670	13,340	21,360
特大車	430		4,300	21,500	34,400
軽自動車	110	60	1,100	5,500	8,800
軽車両等	20		210	1,070	1,710

閑散期(12月~4月)							
530	460	310	310	160	150		宇都宮 (起点)
1,260	1,080	720	720	360	350		
530	460	310	310	160	150	徳次郎 (ハーフ)	
1,260	1,080	720	720	360	350		
						篠井 (ハーフ)	100
							100
380	310	160	160	大沢			110
900	720	360	360				110
220	150	0	土沢				210
540	360	0					210
220	150	今市	0				210
540	360						210
150	日光	100	100				310
360							310
清滝 (終点)	100	150	150	260			360

## 障がい者割引制度について

有料道路の障がい者に対する割引制度につきましては、これまで割引証によりご利用いただいていたが、制度が改正され、平成15年12月1日からは、障がい者手帳又は療育手帳のみで割引が適用できることになりました。

既に、新制度の受付手続きを済ませていることと思いますが、新しい制度は更新手続き(原則2年毎)が必要で、この手続きは有効期限満了の2ヶ月前から行うことができます。

なお、この手続きを行わず有効期限が経過した場合には、通常料金をいただくこととなりますので、ご注意ください。また、記載事項に変更が生じた場合には、変更手続きが必要です。

詳しいことは福祉事務所にお尋ねください。

また、料金所での割引方法は、徴収員が手帳の記載事項を確認させていただきますので、必要事項が記載されたページを開いて、障がい者手帳又は療育手帳を呈示していただくか、徴収員に手帳をお渡しください。